

順位があがりません。

個人名を書かないと、
応援している人の

参議院比例代表 制度のご説明

1枚目 都道府県選挙区

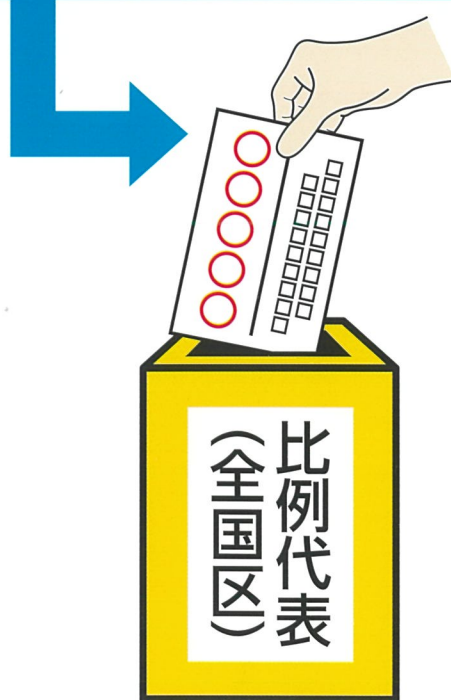
2枚目

比例代表
(全国区)

全国どこからでも候補者の名前を
書いて投票頂けます。

名前を書かないと

順位に反映されない
仕組みです！



※政党名での投票も可

期日前投票について

参議院選挙で毎日、誰でも投票ができます。
期日前投票制度を活用しましょう!!

<手続きがとても簡単で、投票しやすくなりました>

期日前投票

投票日(7/20)前でも、投票日の投票と同様に直接投票ができます。
印鑑はいりません。手続きはとても簡単です。土曜・日曜でも投票ができます。



◎投票期間・時間

公示日の翌日(7/4)から投票日の前日(7/19)までの毎日

7月4日(金)～7月19日(土) 午前8時30分～午後8時

※複数の「期日前投票所」を設けている場合は、「期日前投票所」ごとに投票できる時間が異なる場合がありますので、ご注意ください。

◎投票ができる人

期日前投票は、誰でも投票が可能です。

※投票の際、投票所で配布される書類に、ご自身の該当する投票理由を選択します。

(例)「投票日に行けない」「用事がある」等のいずれかにチェックするので、とても簡単です。

◎投票場所

期日前投票所は、各市区町村に1箇所以上設けられますが、具体的な場所については最寄りの市区町村選挙管理委員会のH.P.等でご確認ください。

◎投票方法

本人が投票所へ行って投票します。まず、選挙区選挙の投票を行います。

続いて、比例代表(全国区)選挙の投票を行います。印鑑は必要ありませんが、役所から送付された参議院選挙の「入場券」が届いていればご持参ください。

入場券が無くても期日前投票は可能です。